

目 標 年 度  
令 和 1 2 年 度

# 三重県果樹農業振興計画

令和2年12月

三 重 県

## 目 次

1 本計画の趣旨	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間と目標年度	
2 三重県の果樹農業の現状と果たす役割	1
(1) 産地の立地条件	
(2) 本県農業に占める果樹農業の位置づけ	
(3) 地域別の生産状況	
(4) 本県の果樹農業の果たす役割	
3 果樹農業を取り巻く情勢の変化	3
(1) 果樹の需要と消費の動向	
(2) 果樹農業の振興に向けた国の基本的な考え方	
4 本県の果樹産地における課題および果樹振興に向けた県の基本的な考え方と方針	3
(1) 本県果樹農業のめざすべき姿	
(2) 本県果樹産地における課題	
(3) 産地活性化に向けた県の基本的な考え方	
(4) 今後の振興方針	
①労働生産性の向上に向けた対策の推進	
②新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策の推進	
③果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化	
④国内外の新たな市場の開拓	
⑤優良な苗木供給体制の確立	
⑥計画に基づく産地構造改革の推進	
5 地域区分の設定	11
6 果樹の種類別振興方針と新技術の開発・普及の推進	12
(1) 果樹の種類別振興方針	
(2) 果樹の種類別の新技術の開発・普及の推進	
7 果樹の栽培面積と生産量の見通しおよび今後の目標と経営の指標等	24
(1) 果樹の栽培面積と生産量の見込み	
(2) 果樹栽培に適する自然条件に応じた近代的な果樹園経営の指標	
①栽培に適する自然条件	

②目標とすべき 10 a 当たりの生産量、労働時間及び防除機械等

③果樹経営の営農指標

8 果実の流通及び加工の合理化に関する事項	28
(1) 果実の流通の合理化の基本方針	
(2) 集出荷施設における合理化の基本方針	
(3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針	
9 果実の加工への対応に関する事項	28
10 広域濃密生産団地形成に関する事項	28

## 1 本計画の趣旨

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、果樹農業振興特別措置法（以下「果振法」という。）及び果樹農業振興特別措置法施行令の規定に基づき、国がおおむね5年ごとに定めることとされている「果樹農業の振興を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、本県が平成27年12月に策定した三重県果樹農業振興計画（以下「振興計画」という。）を見直し、新たな計画として策定するものである。

### (2) 計画の期間と目標年度

振興計画は、令和2(2020)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする10か年計画である。国が定める基本方針に合わせて、基本的には、おおむね5年ごとに見直すこととする。

## 2 三重県の果樹農業の現状と果たす役割

### (1) 産地の立地条件

本県は、本州のほぼ中央に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有している。

県のほぼ中央には中央構造線が通り、それを境に北部は伊勢湾を望む平地・丘陵地を経て、養老、鈴鹿、笠置、布引などの山地・山脈、そして伊賀盆地へと繋がっている。一方南部は、志摩半島から熊野灘に沿ってリアス式海岸が続き、その背後には起伏に富んだ紀伊山地が迫っている。

このように本県は、平野部、盆地部、山地部と複雑な地勢と、それに伴う多様な気候特性を有している。

こうした地域的条件に加え、京阪神や中京地域などの大消費地が近い立地条件を生かし、本県には、落葉から常緑まで、多岐にわたる果樹産地が形成されている。

### (2) 本県農業に占める果樹農業の位置づけ

平成29年の果樹作付面積は2,731ha、平成30年度の果実産出額は69億円で、本県における耕地面積の4.7%、農業産出額の6.2%を占めている。

品目別面積は、かんきつ類が果樹全体の57.6%を占めており、かき(15.2%)、うめ(9.9%)、日本なし(5.5%)、ぶどう(4.1%)の順となっている。特にかんきつ類の温州みかんの作付面積は果樹全体の半数近くに当たる43.6%となっている。

県内の果樹作付面積は、平成 23 年から比べると 6 年間で 279ha 減少している。そのうち、温州みかん栽培面積に関しては、平成 23 年から比べると 9 年間で 250ha 減少している。

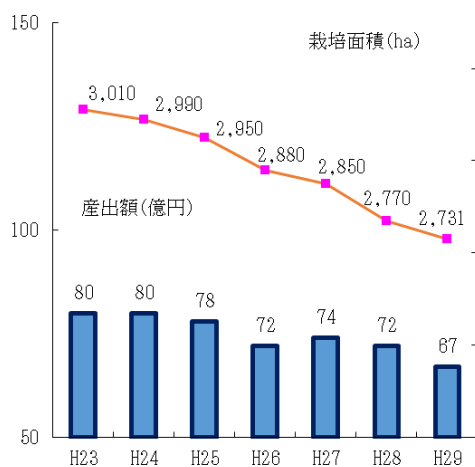


図 1. 県内の果樹栽培面積と産出額

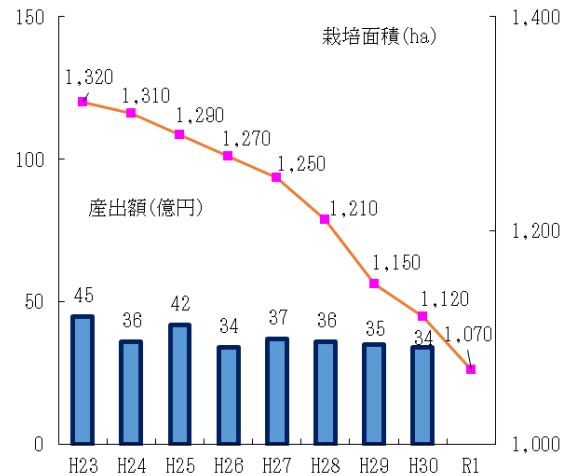


図 2. 県内の温州みかん栽培面積と産出額

資料：令和元年度三重県農林漁業の動き、農林水産統計 作物別作付（栽培）面積

### (3) 地域別の生産状況

栽培されている品目を地域別に見ると、北勢地域では、温州みかん、かき、日本なし、中南勢地域では、温州みかん、日本なし、かき、うめ、いちじく、伊勢志摩地域では、かんきつ類、かき、日本なし、うめ、伊賀地域では、ぶどう、日本なし、かき、東紀州地域では、かんきつ類、うめ等が中心となっている。

また、国営農地開発事業で開拓された御浜地区や青蓮寺地区では、それぞれかんきつ類やぶどうなどの産地が形成されている。

### (4) 本県の果樹農業の果たす役割

各地域では、地理的、社会的条件を生かした品目が生産され、流通形態は市場流通だけでなく、直売や観光農園なども増加し、地産地消や地域の活性化が図られている。

また、産地では、農作業体験や農泊等の農山村地域の特色を活かした集客や、近年増加しつつある外国人観光客のインバウンド需要を取り込み、地域振興に大きな役割を果たしている。

さらに、地産地消運動が定着するなか、県民の健康や豊かな食生活にも大きく貢献しており、農商工連携や6次産業化の拡大によりフードチェーンや地域の新たな食文化の創出に繋がることが期待されている。

### 3 果樹農業を取り巻く情勢の変化

#### (1) 果樹の需要と消費の動向

果実は、古くは菓子として、近年では消費者ニーズの多様化により、嗜好品として食され、高品質な国産果実は高く評価される一方で、人口減少の本格化に伴い、国内マーケットは将来的に縮小が見込まれる。

消費動向に関しては、全ての世代で果実の摂取量が減少しているものの、生活習慣病が社会的問題になる中で、消費者の健康志向は高まりつつあり、機能性表示は消費拡大に向けた重要なツールとなる可能性が示唆されている。例えば、果実に含まれるビタミンやミネラル、食物繊維などの成分のほかにポリフェノールやβ-クリプトキサンチンなど健康上重要な機能を有する成分が注目されており、新たな需要への期待が高まっている。

また、科学的根拠に基づく果実の品質表示（糖度など）や生産履歴の見える化などによる情報の発信、SNSを用いた効果的なPR等により、果実の消費拡大を図る取組も増えてきている。

#### (2) 果樹農業の振興に向けた国の基本的な考え方

令和2年に公表された国の「果樹農業の振興を図るための基本方針」においては、果樹農業の振興に関して次のような基本認識が示された。

高品質な国産果実は、国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高い。また、健康の維持・増進にも有効であり、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目となっている。

その一方で、生産面では、生産現場の人手不足等による生産基盤のせい弱化により、需要を満たせない状況であることから、今後は低下した供給力を回復し、生産基盤を強化する取組として、具体的には、以下の取組を進めていく必要がある。

- 高品質を維持しつつ生産基盤を強化するため、省力樹形や機械作業体系等の導入による労働生産性の一層の向上
- 担い手の明確化と樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承等の推進
- 流通に係る人手不足に対応したサプライチェーン全体での流通の合理化
- ライフスタイルの変化等に伴う消費者ニーズの変化を踏まえた、国産果実及びその加工品等の国内外の新たな市場の獲得
- 自然災害や鳥獣・病虫害等の様々なリスクへの対応力の強化

### 4 本県の果樹産地における課題および果樹振興に向けた県の基本的な考え方と方針

#### (1) 本県果樹農業のめざすべき姿

本県において、果樹は、県の重要な農業生産品目であるとともに、県内各地において産地が形成され、中山間地域をはじめとした地域農業の基幹品目となっている。

その一方で、生産現場の人手不足等に伴う、生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している状況となっている。

このような状況を踏まえ、本県では、経営体における労働生産性が改善され、生産規模が拡大するとともに、国内外に販売が拡大することで、所得が向上し、果樹農業が地域農業を支える基幹農業として維持・発展している姿を目指す。

■主指標：認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合

目標項目	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和12年度)
所得等が500万円以上の経営体が占める割合	17%	35%

- ・農業経営体の経営発展を図るため、労働生産性の向上、農地集積等による経営規模の拡大、法人化や販売拡大を進め、所得の向上を図る。

■副指標①：農地集積による経営体の生産規模の拡大

目標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
10ha以上の経営体数	5戸	10戸

- ・産地としての生産量を維持・拡大するため、規模拡大に意欲的な若い担い手への園地集積・集約化を推進し、大規模生産を行う経営体を育成する。

■副指標②：労働生産性向上に向けた果樹団地等の園地の再整備

目標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
基盤再整備数	—	5か所

- ・担い手等の規模拡大に向けて労働生産性の向上を図るため、省力樹形や機械作業体系の導入が可能な園地基盤の再整備を推進する。

■副指標③：ICT等の先端技術を活用した省力化技術の導入

目標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
営農支援ツール導入	—	3産地

- ・スマート農業技術の導入による省力化や自動化を推進するとともに、営農記録や圃場管理などの営農支援ツールの導入により、データを活用した栽培の高度化及び経営の効率化を推進する。

■副指標④：アジア圏を中心とした輸出の促進

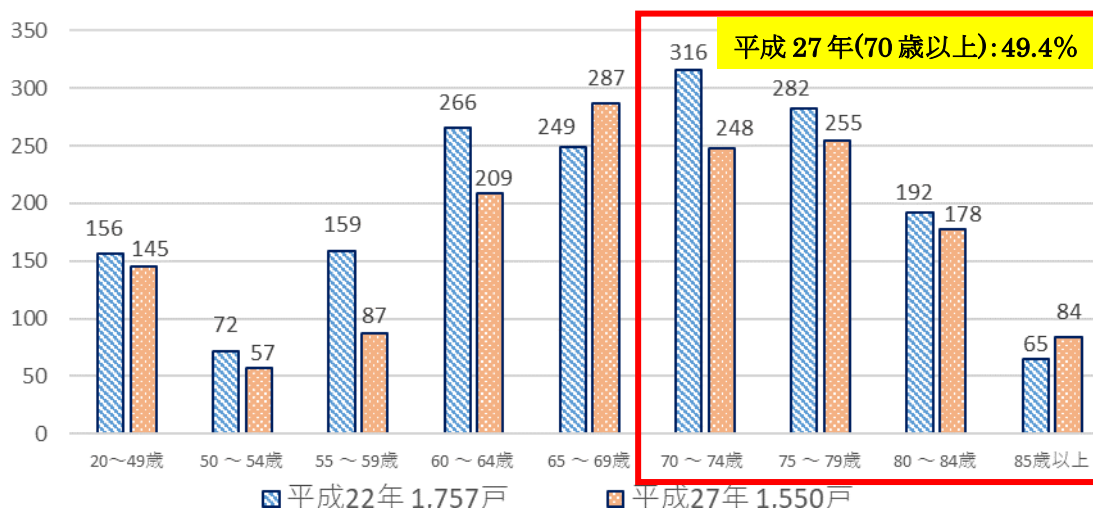
目標項目	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和12年度)
輸出版売数量	29.8 t	130 t

- ・植物検疫・残留農薬基準への対応や、生産・出荷・流通の各段階における合理化など、産地としての戦略的な取組を推進する。

## (2) 本県果樹産地における課題

本県の果樹生産は全国の状況と同じく、各品目について生産面積、生産量とも毎年漸減してきている。これは、農業就業人口の減少や高齢化に伴う担い手の減少によるものが大きく、特に中山間地域等過疎化が進む地域においては、臨時的労働力の確保ができなくなってきていることなどの影響も大きい。本県の果樹農業においては、農業就業人口に占める70歳以上の割合が、平成27年時点49.4%で、高齢化の進展に伴い、経営規模の縮小や経営を断念する生産者が増加しており、人材の確保・育成が緊急の課題である。

一方で、本県での、平成27年から令和元年度までの5年間の新規就農者（果樹）は、自営での就農者は33人、農業法人等への就農者は22人となっており、他の品目と異なり自立就農者が、農業法人等に雇用される就農者を上回っている。公益財団法人三重県農林水産支援センターなどが主体となって、新規就業希望者と農業経営体との就業・就職マッチング、就農体験、技術習得等の取組を行ってきているが、新規就農者の数は依然低く推移している。



資料：農林業センサス2010年、2015年農業経営組織別統計年齢別基幹的農業従事者数

果樹生産では、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等機械化が困難な作業が多く、労働集約的な構造であることに加えて、傾斜地等の機械作業が難しい場所での生産も多いことから、他の品目に比べて規模拡大が進みづらい傾向にある。あわせて、労働ピークが短期間に集中しやすいことから、雇用型の法人経営に移行しにくく、家族以外の次世代へのスムーズな経営継承が困難な状況となっている。新規就農者の受け皿となる法人等の育成に向け、1経営体当たりの規模拡大を図るため、労働生産性の向上が課題となっている。

これまで、県内各産地において消費者ニーズに合わせた優良品種の導入が進んできた



が、一部で高齢化等の影響もあり、品種の更新が進んでいない産地もあり、園地の再整備を含め、優良品種への更新を進めることが必要である。

野生鳥獣による農作物への被害軽減に向け、集落ぐるみの獣害対策等を進めてきているが、依然被害が大きい集落もあり、生産意欲の低下につながっている。

また、近年の地球温暖化等の気候変動や台風・豪雨等の気象被害による生産量や品質の低下も、果樹生産者の経営継続に向け、大きな課題となっている。

国内においては、人口減少の本格化に伴い、果実に限らずマーケットが縮小してきている中、より消費者から支持される果実、加工品の供給が求められている。

輸出については、新たな市場の獲得、国内の販売価格の安定化を図る上で重要であるが、今後、品質面でも他国との競争がますます厳しくなることが予想されることから、生産、出荷、流通の各段階における合理化を図る等、産地としての戦略的な取組が必要である。

### (3) 産地活性化に向けた県の基本的な考え方

本県の果樹産地において、これまでは、温州みかんにおけるマルチ・ドリップ栽培導入推進、光センサー選果システム等の施設整備、高品質果実生産のための省力技術導入、優良品目・品種への転換等、多様な消費者ニーズに即した、高品質で付加価値の高い果実生産を推進してきた。

一方で、高品質な果樹生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業によって支えられており、土地利用型作物と比較して労働時間が長く、労働生産性は低くなっている。

また、農業者の減少と担い手の後継者不足による耕作園地の縮小などの課題がますます顕在化してきている。

このような状況を踏まえ、今後の果樹産地の活性化に向けては、生産基盤の強化を図り、供給力の回復を基本としながら、地域の特色を生かした産地の育成を図ることが必要である。

このため、関係機関が連携のもと、優良品種・系統の導入、省力樹形やスマート農業技術導入による労働生産性の向上、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備、新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承、雇用労働力確保に向けた取組、輸出向け果実の生産拡大、流通合理化への対応等を推進し、担い手の経営体質強化及び持続的発展に向けた環境整備により、産地の維持・拡大を図っていく。

#### (4) 今後の振興方針

##### ① 労働生産性の向上に向けた対策の推進

###### 1) 省力樹形やスマート農業技術等の導入による労働生産性の向上

果樹生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業に支えられており、また、傾斜地等の園地も多いことから、機械化が十分に進んでおらず、労働生産性は低い状況である。

こうした中、省力樹形は手作業の多い農作業の省力化や労働負担軽減に効果的である。このため、産地の生産力維持・労働生産性の向上に向け、機械作業体系に適した樹形への転換や、園内作業道の計画的整備が重要であり、各産地に合った形で省力樹形等の導入を推進する。

また、ドローンを活用した薬剤散布技術や自動収穫機の開発が進められており、近い将来、こうしたスマート農業技術の導入が労働生産性の向上や人手不足などの課題解決を図る手段として期待されている。

このため、ロボット、AI、IoT等を活用したスマート農業技術の現場への実装や選果施設の整備を含めた新しい機械化体系の確立、普及を地域の実情に応じ推進する。

###### 2) 機械作業体系導入が可能な作業性の高い果樹団地など基盤整備の推進

急傾斜等で作業条件が厳しい中山間地域の園地は、収穫・運搬などの作業の非効率性が相まって労働生産性が低だけでなく、小規模な園地が分散状態にあるため、省力化機械の効率利用が困難である。

このため、中山間地域の生産力強化に向け、省力樹形や機械作業体系の導入が可能な基盤整備を推進する。基盤整備にあたっては、既存の園地の集積・集約化を通じた再整備とともに、水田等の平坦地を利用した作業性の良い新たな果樹団地の整備を推進する。

###### 3) 優良品種や県育成品種への転換による適正な品種構成と効率的な生産の促進

各産地協議会では生産者の所得向上に向け、地域における労働力確保の事情などを考慮しながら、果樹経営支援対策事業等を活用し、優良品目・品種への転換を進めてきている。特に、温州みかんについては、適切な品質管理のもと所得向上につなげようと、極早生温州みかんの品種として、県育成品種である“みえ紀南1号”の導入を推進し、「みえの一番星」としてのブランド化にも取り組んできている。

今後とも、各果樹産地において、消費者ニーズの多様化に即した高品質果実の効率的な生産による所得向上に向け、産地の労働力確保や園地整備、スマート農業技術の導入などの状況を踏まえながら、産地の販売戦略等に基づいた優良品目・品種への転換をより一層推進する。

## ②新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策の推進

### 1) 担い手の育成・確保・生産規模の拡大に向けた取組の推進

農業経営体の育成に向けては、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(令和2年8月策定)に基づき、農業経営体(家族農業経営体、法人経営体、集落営農組織)に対し、農業の生産性向上を図る生産基盤の整備を推進しつつ、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など、生産規模拡大に向けた経営発展を促す。

新規就農者の確保に向けては、産学官が連携したU・Iターン者の受入れ環境の整備、産地協議会等が取り組む後継者・新規就農者への技術支援や農地斡旋、若手農業者が次代の農業を担っていける資質を習得できる環境づくりなど、産地における総合的な就農支援を推進していく。

### 2) 担い手への園地集積・集約化の推進

果樹産地では、高齢化や後継者不足の進展に伴う経営規模の縮小や経営を断念する生産者の増加、後継者不足による耕作放棄園の拡大が懸念されている。

こうした中、産地生産力を維持するために、担い手への園地集積・集約化を加速化していく必要がある。

そこで、各産地における果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)の策定・見直しする際に、人・農地プランの実質化を推進し、産地計画を「実質化された人・農地プラン<sup>\*</sup>」として取り扱うことが可能になるように努めるものとする。なお、担い手への園地集積・集約化にあたっては、農地中間管理事業と合わせた、生産基盤整備の取組を推進していく。

※実質化された人・農地プラン…農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組

### 3) 担い手の法人化に向けた取組の推進

果樹経営においては、家族経営が中心で、経営面積を2ha未満の生産者が多くを占めており、労働集約的なこれまでの生産方式では規模拡大が難しく、法人化を図ることは困難な状況である。

経営の法人化に向け、規模拡大を図るため、労働生産性を向上させる省力樹形や機械化作業体系の導入に取り組む。

また、新規就農者の獲得や第三者への経営継承の仕組みづくりにつながるよう雇用型経営として法人化への転換を推進する。

#### 4) 雇用労働力の確保推進

労働集約的である果樹経営では、労働のピーク時に、臨時的な雇用労働力の確保が必要である。しかしながら、過疎化等により、地域内での雇用労働力の確保が困難になってきている産地が多く、外部労働力を斡旋する仕組みを検討していく必要がある。

このため、宿泊施設等の環境整備を進め、援農隊や外国人労働力等、地域外における多様な雇用労働力の確保に取り組む。また、これまでの農福連携の成果を踏まえ、障がい者福祉施設における施設外就労の果樹分野への導入を推進する。

### ③果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化

#### 1) 鳥獣被害対策の推進

県内での野生鳥獣による農作物への被害については、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、ピークであった平成 23 年度と比べると大きく減少しているが、近年は横ばい傾向にあり、依然として被害が大きい集落や被害軽減が実感されていない集落がある。

このため、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、ICT 等を活用した効率的な捕獲強化に加えて、耕作放棄園については、緩衝帯として伐採するなど周辺の園地に影響を及ぼさないよう「山に返す」等の適切な環境整備に向けた対応を検討する。

#### 2) 気候変動への対応の推進

地球温暖化等の気候変動の影響により、果樹においても、高温等による温州みかんの浮皮、ぶどうの着色不良・着色遅延、なしの発芽不良等が発生している。この他、極端な多雨や少雨、高温・低温等の異常気象による生育不良や病虫害被害、雹害、霜害等の発生も問題となっている。

このため、気象被害の回避・軽減に向けて、これに対応した栽培技術や新たな品種の開発・普及を推進していく。また、地球温暖化により、果樹品目の栽培適地の変化が予想されることから、栽培適性の検討や安定生産技術の確立を目指す。

#### 3) セーフティーネット措置等の一層の推進

近年、これまで経験したことの無いような大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額は増加傾向にある。

こうした気候変動及びそれに伴う大規模自然災害や、鳥獣・病虫害による被害等、果樹経営の様々なリスクへの対応力を強化するため、収入保険・果樹共済制度の普及促進・利用拡大により、果樹生産のリスク軽減を推進する。さらに、自然災害等による一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金である農林漁業セーフティーネット資金について周知を図る。

#### ④国内外の新たな市場の開拓

##### 1) 国内外の需要に見合った果実生産の推進

国内においては、人口減少の本格化に伴い、果実に限らずマーケットが縮小している。また、食の外部化が進むなど、生活様式や食生活の多様化が進展する中で、生産果実の1人あたりの年間購入数量は減少傾向で推移している。一方で、家計の果実支出に占める果実加工品の割合が増加しており、摂取しやすい果実加工品の需要が高まっている状況である。

こうした状況を踏まえ、消費者や実需者の需要に即した国内外の新たな市場を開拓し、それらに対応した「より美味しく、より食べやすく、より付加価値の高い」果実及び果実加工品の供給を拡大するため、多様なニーズに応じた優良品種・系統・新規果樹の導入を推進する。

##### 2) 産地戦略としての輸出拡大に向けた取組

国産果実は、その高い品質がアジアをはじめとする諸外国で評価されており、輸出品目として高いポテンシャルを有している。縮小する国内市場向けのみではなく、海外市場の開拓や海外ニーズへの対応は、国内の価格安定を図る意味でも重要であり、今後、産地の戦略として重要な位置づけになることが想定される。

輸出にあたっては、植物検疫や残留農薬基準への対応、国際水準 GAP 認証の取得など、輸出に対応した生産・出荷体制を整備する。また、労働生産性の高い輸出向け園地を育成する等、生産力を増強して輸出向け果実を確保していくとともに、生産、出荷、流通の各段階における合理化を図りながら、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じたグローバル産地づくりを推進する。

##### 3) 県内産果実需要の維持・拡大

日常的に果実摂取することを生涯にわたって食習慣として定着させることは、健康的な生活をする上で重要であるが、すべての世代で果実の摂取量は減少している状況にある。このため、県産果実の消費拡大に向けて、「地産地消」や「食育」運動、学校給食での果実の活用の推進をする。

また、果実に含まれる機能性成分などを PR し、消費拡大につなげていく。

#### ⑤優良な苗木供給体制の確立

果樹苗木の生産は、一部の限られた苗木産地によって支えられているが、苗木生産農家においても、高齢化や後継者不足が深刻になっている。一方、労働生産性の向上に向けた省力樹形の導入や、販売戦略等に則した優良品種・県育成品種への転換を推進する

ためには、優良な苗木の確保が非常に重要である。

このため、産地、苗木生産者、関係機関で連携し、苗木の安定的な確保・供給に向けた取組を行う。

## ⑥計画に基づく産地構造改革の推進

今後の方向性を産地自身で定めた果樹産地構造改革計画の策定に向けた支援に取り組む。

## 5 地域区分の設定

この果樹農業振興計画の地域区分と品目は次のとおりとする。

地域区分	該当する都市の区域	主な品目
北勢地域	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡	うんしゅうみかん、その他かんきつ類、ぶどう、日本なし、いちじく
中南勢地域	津市、松阪市、多気郡	うんしゅうみかん、その他かんきつ類、ぶどう、日本なし、かき、うめ、いちじく
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡	うんしゅうみかん、その他かんきつ類、日本なし、かき、うめ、キウイフルーツ
伊賀地域	伊賀市、名張市	ぶどう、日本なし
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	うんしゅうみかん、その他かんきつ類、うめ

## 6 果樹の種類別振興方針と新技術の開発・普及の推進

### (1) 果樹の種類別振興方針

果樹の種類	振 興 方 針
1 うんしゅうみかん	<p>○振興の方向            消費者ニーズの多様化に即した高品質果実の生産、需要の動向を踏まえた計画的な生産、多様な流通・販売などを実践できる産地づくりを基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適地適作の徹底による産地の強化</li> <li>(2) 優良品種や県育成品種の導入による適正な品種構成の促進</li> <li>(3) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進</li> <li>(4) 省力化、高品質化に向けた園地基盤整備や機械施設の導入</li> <li>(5) 栽培管理の省力化、精密化に向けたスマート技術の導入</li> <li>(6) 高品質化、連年安定化、省力化に向けた技術の開発・普及</li> <li>(7) 地域特性の活用や品質等の明示化によるブランド力の向上</li> <li>(8) 効率的で生産性の高い経営体の育成</li> <li>(9) 生産出荷組織の育成強化と効率的な出荷・流通体制の整備</li> <li>(10) 観光や地域商工業との連携による商品開発や販路拡大の促進</li> <li>(11) 高品質果実生産に向けたICTを活用した園地管理システムの導入</li> <li>(12) 就農システム、労働力確保システムの構築・推進</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北勢地域、中南勢地域              青島等高糖系うんしゅうみかんの貯蔵出荷主体の産地育成並びに観光等他産業との連携強化</li> <li>(2) 伊勢志摩地域              早生及び高糖系うんしゅうみかんの年内出荷主体の産地育成並びに観光等他産業との連携強化</li> <li>(3) 東紀州地域              極早生温州を核として年末に向けた温州みかんリレー出荷産地体制の強化並びに観光等他産業との連携強化、輸出の拡大</li> </ol>

果樹の種類	振 興 方 針
2 その他のかんきつ類	<p>○振興の方向 消費者ニーズの多様化に即した高品質果実の生産、需要の動向を踏まえた計画的な生産、多様な流通・販売などを実践できる産地づくりを基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適地適作の徹底による産地の強化</li> <li>(2) 優良品種や県育成品種の導入による適正な品種構成の促進</li> <li>(3) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進</li> <li>(4) 省力化、高品質化に向けた園地基盤整備や機械施設の導入</li> <li>(5) 栽培管理の省力化、精密化に向けたスマート技術の導入</li> <li>(6) 高品質化、省力化に向けた技術の開発・普及</li> <li>(7) 地域特性の活用や品質等の明示化によるブランド力の向上</li> <li>(8) 効率的で生産性の高い経営体の育成</li> <li>(9) 生産出荷組織の育成強化と効率的な出荷・流通体制の整備</li> <li>(10) 観光や地域商工業との連携による商品開発や販路拡大の促進</li> <li>(11) 高品質果実生産に向けたICTを活用した園地管理システムの導入</li> <li>(12) 就農システム、労働力確保システムの構築・推進</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域 高糖系の不知火、カラ、はるみ、せとか等並びに県育成品種を主体とした産地育成の推進</li> <li>(2) 東紀州地域 せとか、カラ、サマーフレッシュ等の地域特性が活かせる品種を主体とした産地育成、香酸柑橘類、薬用果実生産の促進、輸出の拡大</li> </ol>
3 ぶどう	<p>○振興の方向 巨峰等、大粒種を主体とした高品質果実の生産を基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 優良品種の導入によるブランド力の向上</li> <li>(2) 施設化による生産安定</li> <li>(3) 作型の組合せによる出荷期間・経営規模の拡大</li> <li>(4) 園地の流動化による担い手等の規模拡大の促進</li> <li>(5) 効率的で生産性の高い経営体の育成</li> <li>(6) 高品質化、省力化に向けた技術の開発・普及</li> <li>(7) 観光農業や産地直販を含めた多様な流通の推進</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伊賀地域、北勢地域、中南勢地域 巨峰、安芸クイーン、シャインマスカット、クイーンニーナ等、優良品種の導入拡大</li> </ol>



果樹の種類	振 興 方 針
4 日本なし	<p>○振興の方向  早生種を中心とした高品質果実の生産を基本に、次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 効率的で生産性の高い経営体の育成</li> <li>(2) 立地条件を生かした産直等多様な流通の推進</li> <li>(3) 老木園の改植等園地の若返りの推進</li> <li>(4) 優良品種の導入と品種構成の適正化</li> <li>(5) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進</li> <li>(6) 生産組織の育成強化</li> <li>(7) 省力可能な栽培技術の導入の推進</li> <li>(8) ICTを活用した園地管理システムの導入</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域  幸水を補完する優良品種の導入</li> </ol>
5 かき	<p>○振興の方向  早生種を中心とした高品質果実の生産と特産地化を基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 低樹高化等省力化技術の推進</li> <li>(2) 地域の特性を生かしたブランド力の強化</li> <li>(3) 省力化等に向けた園地基盤整備、機械施設の導入</li> <li>(4) 優良品種・優良系統の導入</li> <li>(5) 生産組織の育成強化と効率的な流通体制の整備</li> <li>(6) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進</li> <li>(7) 地域特産品としての加工の推進</li> <li>(8) 輸出拡大に向けた取組の推進</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中南勢地域  前川次郎を主体とした産地力の強化並びに前川次郎を補完する優良品種の導入、輸出の拡大</li> <li>(2) 伊勢志摩地域  前川次郎を主体とした産地構造の強化並びに多様な取組による販路の拡大  蓮台寺柿産地においては、ブランド力の強化並びに多様な取組による販路の拡大</li> </ol>

果樹の種類	振 興 方 針
6 うめ	<p>○振興の方向 産地の集団化と高品質果実生産を基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 優良品種の導入</li> <li>(2) 省力化等に向けた園地基盤整備や機械施設の導入</li> <li>(3) 低コスト化生産の推進</li> <li>(4) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進</li> <li>(5) 流通体制の整備と共販率の向上</li> <li>(6) 地域特産品としての加工の推進（地産地消の推進）</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伊勢志摩地域 五ヶ所小梅、南高等を主体とした産地構造の充実強化</li> <li>(2) 中南勢地域、東紀州地域 南高等を主体とする産地構造の充実強化</li> </ol>
7 いちじく	<p>○振興の方向 高品質果実の生産による特産地化を基本に次の対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域特性を生かしたブランド力の向上</li> <li>(2) 施設の導入による出荷期間の拡大と生産安定</li> <li>(3) 老木園の改植等園地若返りの推進</li> <li>(4) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進</li> <li>(5) 生産出荷組織の育成強化</li> <li>(6) 産直等多様な販売ルートの確保</li> <li>(7) 株枯病抵抗性台木苗の確保</li> </ol> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北勢地域、中南勢地域 榊井ドーフィンを主体とした産地の育成強化</li> </ol>

<p>8 キウイフルーツ</p>	<p>○振興の方向</p> <p>病虫害防除等の基本管理の徹底により、高品質果実生産を推進するとともに、緑色系、黄色系品種の産地化に取り組み、産地の育成強化を図る取組を推進する。</p> <p>(1) 優良品種の導入</p> <p>(2) 省力化等に向けた園地基盤整備や機械・かん水施設の導入</p> <p>(3) 園地の流動化による担い手の規模拡大の促進</p> <p>○振興地域ごとの品目と振興方針</p> <p>(1) 伊勢志摩地域</p> <p>緑色系及び黄色系等を主体とした産地の育成</p>
------------------	---

## (2) 果樹の種類別の新技術の開発・普及の推進

### ① かんきつ類

#### (ア) 優良品種・新技術の導入

県内で栽培されているかんきつ類は、東紀州地域における極早生うんしゅう、早生うんしゅう、甘夏類、カラ、不知火、セミノール、北勢及び中南勢地域における普通温州、伊勢志摩地域における早生うんしゅうが銘柄品として定着している。

しかし、近年、全国的な傾向と同様に生産量が大きく減少しており、産地維持が大きな課題となっている。

こうした状況の中、県産かんきつ類の今後の需要を維持するためにも、産地の気象条件に応じた優良品種への転換を推進し、消費動向に合わせた高品質果実の安定生産をおこなう必要がある。

うんしゅうみかんについては、マルチ栽培面積の拡大と技術確立により、さらなる高品質化を図ることとする。特に、東紀州地域では、マルチ・ドリップ栽培による高品質果実生産を推進する。

栽培品種については、「みえの一番星」として首都圏へも出荷され、ブランド化されている超極早生品種「みえ紀南1号」等、県育成優良品種や気候変動に対応できる特性を備えた優良品種への転換を進める。

中晩性かんきつ類については地域の特性を活かせる優良品種の導入を図る必要がある。カラ、不知火、せとか、及び県育成優良品種等への転換を進め、うんしゅうみかんからのリレー出荷供給体制の確立を図っていく。さらに、品種導入に当たっては、品質劣化、生産性低下の要因となるウイルス病については各品種ともウイルスフリー樹とするよう努める。

#### (イ) 目標とする品質基準

種類	品種系統	10a当たり生産目標		摘果基準	収穫期	収穫時品質		出荷時品質			
		収量	果実の大きさ			糖度	クエン酸	糖度	クエン酸	糖酸比	
うんしゅうみかん	極早生	3,000 M	kg	20 枚	月旬～月旬 9中～ 10中	9.0～ 10.0	1.0 以下	月旬～月旬 9中～	9.0～ 10.0	1.0 以下	9.0 以上
	極早生 マルチ	3,000 M		20	9中～ 10中	10.0 以上	1.1 以下	9中～	10.0 以上	1.1 以下	9.1 以上
	早生	3,500 L,M		20～25	10中～ 11中	10.0 以上	1.1 以下	10中～	10.0 以上	1.0～ 0.7	10.0～ 12.8
	早生 マルチ	3,500 L,M		20～25	10中～ 11中	11.0 以上	1.0 以下	10中～	11.0 以上	1.0 以下	11.0 以上
	普通	3,500 L,M		20～35	11中～ 12下	10.0 以上	1.2 以下	11中～	11.0 以上	0.7～ 1.0	11.0～ 15.7
	ハウス	5000 M		15～20	7上～ 9下	12.0 以上	0.7～ 1.2	7上～	12.0 以上	0.7～ 1.2	10.0～ 17.1
その他かんきつ類	雑かん類 甘夏	4,000 2L,L		100	1上～ 2中	9.0 以上	1.8 以下	3上～	11.0 以上	1.4 以下	7.9 以上
	サマーフレッシュ	4,000 2L,L		100	5下～ 6中	10.0 以上	1.8 以下	5下～	10.0 以上	1.5 以下	6.7 以上
	タンゴール類 不知火	3,000 2L,L		80～90	1中～ 1下	12.0 以上	1.8 以下	3上～	13.0 以上	1.0 以下	13.0 以上
	せとか	4,000 2L		100	2下～ 3上	12.0 以上	1.1 以下	3上～	12.0 以上	1.1 以下	10.9 以上
	タンゼロ類 セミノール	3,500 L		60～70	3下～ 4下	12.0 以上	1.8 以下	3下～	12.0 以上	1.4 以下	8.6 以上
	みかん類 カラ	3,000 2L,L		40～50	3下～ 4下	12.0 以上	1.5 以下	4中～	12.0 以上	1.3 以下	9.2 以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・水分調整による高品質化  
マルチ・ドリップ栽培や根域制限栽培を推進し、高糖度化を図る。
- ・改植の推進  
老成木園の更新により、生産性の向上、園地基盤の再整備、担い手への集積を促進する。
- ・適正着果量の確保  
樹勢の維持及び経営的に有利な M、L 級果の生産割合を高めるため、摘果剤の効率的利用も含めた摘果の徹底により樹勢に見合った着果量の確保に努める。
- ・隔年結果の是正  
適正なせん定、摘果や施肥など基本管理の徹底を図る。隔年結果の激しい園地では、表年に予備枝の設定等を行い、着花量に合わせて枝別全摘果、半樹全摘果、樹冠上部摘果、後期重点摘果などの対策を推進し、高品質連年安定生産を図る。
- ・間伐の推進  
初期収量確保のため計画密植栽培を導入するが、過密にならないよう早めの間伐を行う。
- ・低樹高化の推進  
老成木園の樹高切り下げによる樹形改造と、低樹高仕立てによって省力的な樹形にし、農作業の効率化を図る。
- ・土壌改良と施肥の合理化  
土壌酸度の改良 (pH5.5~6.0) 及び有機質の投入等土壌改良による施肥の合理化を軸に、県の施肥基準に基づき各園地に適合した施肥を行う。また、地力維持のために除草剤を使った栽培体系から草生栽培の拡大を図る。
- ・環境に配慮した病虫害防除  
耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。
- ・施設栽培と熟期促進技術の導入  
うんしゅうみかんの熟期促進技術やその他かんきつ類の施設栽培等を中心に高品質高収益栽培技術の導入を推進する。
- ・園地の整備  
省力、軽作業化を図るため、園地や法面、作業道の整備を図るとともに園内道、集排水の適正管理及び風害対策により、園内環境の改善と災害回避に努める。
- ・適期収穫の励行  
高品質果実を生産するため、適期収穫を徹底する。なお、収穫果実は品質保持のため、丁寧に取り扱う。
- ・貯蔵方法の改善と出荷調整  
品種それぞれに適した予措を徹底し、着色等品質向上に努める。  
北勢及び中南勢地域では、早生、普通うんしゅうの適正貯蔵により適期販売を推進する。一方、伊勢志摩地域及び東紀州地域においては、極早生、早生うんしゅうの腐敗果発生予防のため、適切な栽培管理と出荷調整に努める。また、その他かんきつ類については、予措や貯蔵技術の向上を図る。

② ぶどう

(ア) 優良品種・新技術の導入

本県における品種構成は、巨峰 50%、安芸クイーン 20%、デラウェア 20%、その他 10%程度で、巨峰、安芸クイーンに代表される大粒高糖系品種が 80%程度を占めている。今後は、基幹品種である巨峰に加え、赤色大粒系の安芸クイーンとクイーンニーナ、黄緑色系のシャインマスカットを高級品種として位置づけて植栽を推進し、特色ある産地

を形成していく。また、短梢せん定等、無核ぶどう栽培に適した管理を導入し、無核ぶどうの生産を進める。

(イ) 目標とする品質基準

品種	収穫期	10a 当たり 目標収量 kg	10a 当たり 目標房数 房	平均 房重 g	果粒重 g	糖度 度
デラウェア	月旬~月旬 8上~8中	1,400~1,600	10,500~12,500	110~150	2~3	19.0以上
巨峰 (ハウス)	8上~8下	1,150~1,350	3,300~3,800	300~350	11~14	17.0以上
巨峰	9上~9中	1,150~1,350	3,300~3,800	300~350	11~14	18.0以上
安芸クイーン (ハウス)	8上~8下	1,000~1,200	3,000~3,500	300~350	12~15	18.0以上
安芸クイーン	8下~9上	1,000~1,200	3,000~3,500	300~350	12~15	18.0以上
シャインマスカット (ハウス)	8上~9中	1,600~1,800	3,500~4,000	450~500	13~15	18.0以上
クイーンニーナ (ハウス)	8中~8下	1,000~1,200	2,000~2,500	450~500	16~18	18.0以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・ 整枝・せん定の適正化  
品種に適した整枝せん定を行い、有核栽培では側枝の計画的な更新による若返りを図る。
- ・ 間伐の推進  
計画的密植での適期間伐を行い、樹形の適性維持を図る。
- ・ 適正着果量の確保  
花穂整形、摘房、摘粒等、果房管理を適期に実施し、適正着果と施肥管理の徹底を図ることにより、大粒、完全着色、高糖度な果実生産に努める。
- ・ 土壌改良と施肥の適正化  
土壌酸度の改良 (pH6.0~6.5) 及び有機物の施用、なかでも中層土の改良に努めるとともに土壌診断に基づく施肥の適正化を図る。
- ・ 環境に配慮した病虫害防除  
耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。
- ・ 施設栽培の導入推進  
雨除け施設の導入により、結実の安定・出荷時期の早期化を図るとともに、雨媒伝染する主要病害の感染を回避し、薬剤防除を軽減する。また、露地栽培との組み合わせによって、収穫期間の長期化・収益の増大を図るとともに、労力配分の適正化に努める。
- ・ 園地の整備  
防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図る。
- ・ 適期収穫の励行等  
品種の特性を考慮して適期収穫を行う。収穫果の取り扱いについては、十分留意し、傷害果や変質果の除去に努める。特に安芸クイーン等の赤色品種については、着色に注意して適期収穫を行う。
- ・ 無核栽培技術の導入  
消費者ニーズに対応するため、シャインマスカット及びクイーンニーナについては無核栽培を基本とし、その技術導入と現地に適応した技術体系の確立を図る。

③ 日本なし

(ア) 優良品種・新技術の導入

本県における日本なしの品種構成は、優良品種である幸水 70%、豊水 20%で、両品種で 90%程度である。また、幸水を中心に一部で施設栽培が行われている。

今後は、高品質である幸水を基幹品種として、幸水と特徴が異なる優秀な新品種の導入を図るとともに樹体ジョイント仕立て栽培などの高効率な栽培体系の導入を推進し、作期の拡大や省力化による経営強化を図る。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	10a 当たり 目標着果数	1 果 平均重	糖度
幸 水	月旬~月旬 8 上~8 下	3,000 kg	8,000~10,000 果	350 g	12.0 度
豊 水	8 下~9 上	4,000	10,000~12,000	400	12.0

(ウ) 基本となる生産技術

- ・老齢樹の更新  
生産性が低い老齢樹については速やかに更新する。更新に際して、早期成園化及び省力可能な樹形や栽培方法の導入を図る。
- ・整枝・せん定の適正化  
品種に応じた整枝せん定を行い、垂主枝や側枝の間隔を十分にとる。  
また、側枝の更新も3年以内に計画的に行い、若い結果部を維持する。
- ・間伐の推進  
初期収量の確保のために計画密植栽培を導入するが、過密植にならないよう適宜間伐を行う。
- ・適正着果数の確保  
品質を低下させないよう基準となる着果量を守り、果実肥大促進のため、早期に摘蕾・摘果を行うとともに人工授粉を徹底する。
- ・土壌改良と施肥の合理化  
定期的な土壌診断による施肥改善と計画的な土作りを進める。
- ・環境に配慮した病虫害防除  
耕種的防除を徹底するとともに、天敵の保護に配慮しながら薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。
- ・園地の整備  
防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図る。
- ・適期収穫の励行  
適期収穫に心がけ未熟果の混入を避ける。なお、品質保持のため、収穫はなるべく気温の低い早朝に行う。
- ・選果技術の向上  
選別基準の徹底により、品揃いを良くする。
- ・その他  
防鳥・防蛾対策として、防鳥網や黄色忌避電灯の設置による生産安定を図る。

④ かき

(ア) 優良品種の導入

本県主要産地におけるかきの品種構成は、次郎、富有を含めた完全甘がきが 80%以上を占め、そのうちの 90%を早熟系の前川次郎で占めている。その他、不完全甘がきで伊勢市指定天然記念物の蓮台寺が 15%程度あり、生産者各戸で脱渋され出荷されている。

今後は、前川次郎の優良系統を推進するとともに、早生系の高品質・高糖度品種についても地域適応性を十分検討した上で導入を図る。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重	糖度
前 川 次 郎	月旬~月旬 10 中~11 中	kg 2,200	g 250	度 15.0 以上
富 有	11 中~12 上	2,500	230	15.0 以上
蓮 台 寺	9 中~11 中	2,500	230	15.0 以上

(ウ) 基本となる生産技術

- ・ 整枝・せん定の適正化  
主枝と亜主枝を適切に配置するとともに、側枝の計画的な更新による若返りを図る。
- ・ 間伐の推進  
初期収量の確保のために計画密植栽培を導入するが、過密植にならないよう早めの間伐を行う。
- ・ 低樹高化の推進  
老成木園の樹高切り下げによる樹形改造等による低樹高仕立てによって、省力的な樹形にし、農作業の効率化を図る。
- ・ 適正着果量の確保  
早期摘蕾・摘果の実施による大果生産を図るとともに、隔年結果を回避する。
- ・ 土壌改良と施肥の合理化  
定期的な土壌診断による施肥改善と計画的な土作りを進め、水田転作園の排水対策を図る。
- ・ 環境に配慮した病虫害防除  
耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。また、草生栽培を進める。
- ・ 園地の整備  
防風網や防風垣並びに排水溝の整備を行い、生産安定を図る。
- ・ 適期収穫の励行  
適期収穫に心がけ、未熟果の混入を避ける。なお、品質保持のため収穫果は丁寧に扱う。
- ・ 選果技術の向上  
共同選果の実施による選別基準の徹底により、品揃いを良くする。
- ・ 脱渋及び加工技術の改善  
蓮台寺は、炭酸ガスによる脱渋処理を適切に行い品質の安定を図る。

⑤ うめ

(ア) 優良品種の導入

本県におけるうめの品種は、東紀州では大梅の南高、伊勢志摩地域では五ヶ所小梅を中心に栽培されている。今後も南高を中心とした大梅系の肉質良好な品種を導入する一方、地域特産の小梅の振興を図る。

(イ) 目標とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重
南 高	月旬~月旬 6 上~6 下	kg 2,000	g 25



白 加 賀	6上~6下	1,500	25
五ヶ所小梅	5中~6上	900	6~8

(ウ) 基本とする生産技術

- ・適期収穫の励行  
用途別の適期収穫に心がけ、青梅では外観熟度 70~85% (果肉歩合 88~90%)、漬  
け梅用には完熟果が最適で外観熟度 85~90% (果肉歩合 90%) 等を目安に収穫適期を  
判断するとともに、着果位置や果実の大きさによる熟度の差を勘案した分割採取を行  
い未熟果の混入を避ける。また、収穫果は品質保持のため、なるべく丁寧に扱う。
- ・選果技術の向上  
選果基準の徹底により、品揃いをよくする。また、品質保持のため予冷を推進する。
- ・環境に配慮した病虫害防除  
耕種の防除を徹底するとともに、性フェロモン剤等の利用により農薬防除回数の低  
減に努め、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。
- ・整枝・せん定の適正化  
最小限度の主枝と亜主枝本数にするるとともに、側枝の計画的な更新による若返りを  
図る。夏季せん定の実施により、花芽分化の促進を図る。
- ・土壌改良と施肥の合理化  
定期的な土壌診断に基づく施肥改善を実施するとともに、計画的な土づくりと草生  
栽培等による地力増進を図り、健全な樹体育成に努める。また、水田転換園などでは  
排水対策を徹底する。
- ・省力作業機械、施設の導入  
園地の整備状況に合わせたスピードスプレーヤーやスプリンクラー防除施設等の導入、  
施肥機等の導入により管理作業の省力化を図る。
- ・園地整備の推進  
園内作業道路や排水溝の整備、防風網の設置等を行い、作業性の向上及び生産の安  
定化を図る。
- ・適期間伐の推進  
初期収量の確保のため計画密植栽培を導入するが、過密植にならないよう早めの間  
伐を行う。
- ・低樹高化の推進  
老成木園の樹高切り下げによる樹形改造と幼中木園の低樹高仕立てによって 省力  
的な樹形にし、農作業の効率化を図る。

⑥ いちじく

(ア) 優良品種・新技術の導入

本県におけるいちじくの品種は、ほとんどが柘井ドーフィンであり、今後も、柘井ド  
ーフィンを中心に推進していく。ただし、県内の産地で株枯病が蔓延している点を鑑み、  
柘井ドーフィンを植栽する場合は、株枯病抵抗性台木を用いた苗の使用に努める。また、  
消費者ニーズに対応した高品質で収量性のある品種を検討する。

(イ) 基本とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1果平均重	糖度
柘井ドーフィン	月旬~月旬 8中~10下	3,000 kg	80 g	150以上 度

(ウ) 基本となる生産技術

- ・整枝せん定の適正化

一文字整枝にすることによって農作業の効率化を図るとともに、結果枝数を少なくすることによって果実の着色向上を図る。

- ・環境に配慮した病虫害防除  
耕種的防除を徹底するとともに、薬剤防除は適期処理を行い、効率的な防除に努める。
- ・園地の整備  
排水の良好な圃場を選定する。水田転作園、重粘土質園では排水対策を徹底する。
- ・適期収穫の励行  
適期収穫を励行して、未熟果の収穫を避ける。
- ・その他  
腐敗果、かび果の発生防止と品質保持のため、予冷を推進する。  
株枯病の発生はその園において栽培上致命的となるので、植栽にあたっては罹病苗を持ち込まない。また、発病が認められたら、その株の除去とその部分の土を無病な土と入れ替える。  
株枯病抵抗性台木用品種の自家増殖台木苗の作成に努める。

## ⑦ キウイフルーツ

### (ア) 優良品種の導入

本県におけるキウイフルーツの品種は、ヘイワード種を主体に栽培されている。

水田等の平坦地や耕作放棄地からの転換品目として位置づけ、農地中間管理機構等を活用した基盤整備を推進し、産地の育成を図る。また、キウイフルーツかいよう病Psa3型の防除方針に即した対応が産地全体で取り組まれるよう努める。

### (イ) 基本とする品質基準

品 種	収穫期	10a 当たり 目標収量	1 果平均重	糖度
緑色系、黄色系 キウイフルーツ	月旬~月旬 10 中~11 下	kg 3,000	g 100~120	度 14.0 以上

## 7 果樹の栽培面積と生産量の見通しおよび今後の目標と経営の指標等

### (1) 果樹の栽培面積と生産量の見込み

対象果樹の種類	平成28年度		令和12年度			
	栽培面積 (ha)	生産量(t)	栽培面積 目標(ha)	生産量 目標(t)	現状対比(%)	
					栽培面積	生産量
うんしゅうみかん	1,210	19,800	925	15,141	76	76
その他かんきつ類	367	6,870	311	5,818	85	85
カラ	34	516	40	600	118	116
不知火	45	687	40	600	89	87
せとか	9	174	13	250	144	143
その他	279	5,493	218	4,368	78	80
ぶどう	115	810	98	690	85	85
日本なし	152	2,983	128	2,518	84	84
かき	422	4,096	345	3,344	82	82
うめ	274	1,811	243	1,607	89	89
その他果樹	230	—	208	—	91	—
合計	2,770	—	2,258	—	82	—

資料：農林水産統計 作物別作付（栽培）面積、  
都道府県別の結果樹面積・10a当たり収量・収穫量・出荷量、  
カラ・不知火・せとかは平成28年産特産果樹生産動態等調査

## (2) 果樹栽培に適する自然条件に応じた近代的な果樹園経営の指標

### ①栽培に適する自然条件

適地適作による高品質果実の生産を推進するため、下記の気象条件に十分留意して植栽を進める。なお、うんしゅうみかん以外のかんきつ類の植栽に当たっては、特に冬季の気象条件に留意する。

品 目 等		気 象 条 件				その他
		年平均 気温	冬期の 最低気温	その他	低温要求 時間	
対象果樹の種類						
うんしゅう みかん	早生 (早期出荷)	16℃以上	-7℃以上	—	指摘	東紀州及び伊勢志摩 の一部、海岸から 3km以内 (栽培適地)
	上記以外の みかん	15℃以上	-7℃以上	—		
そ の 他 か ん き つ 類	雑かん類	甘夏	16℃以上	4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
		サマー フレッシュ	16℃以上	4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	タンゴール 類	不知火	16℃以上	4℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
		せとか	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	タンゼロ類	セミノーレ	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
	みかん類	カラ	16.5℃以上	-3℃以上	収穫期までに -3℃以下に下が らないこと	
ぶどう		7℃以上	—	—	巨峰につ いては500 時間以上	
日本なし		7℃以上	—	—	幸水につ いては800 時間以上	
かき		13℃以上	—	—	800時間以 上	
うめ		7℃以上	—	—		
いちじく		15℃以上	—	—		

②目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び防除機械等

対象果樹の種類	品 種 名	傾斜度	成園10アール 当 たり 生 産 量	成園10アール 当 たり 労 働 時 間	防除方式
うんしゅう みかん	極早生うんしゅう	度 8	Kg 3000	時間 196	スピードスプレーヤー
	極早生うんしゅう (マルチ)	8	3000	219	スピードスプレーヤー
	早生うんしゅう	8	3500	192	スピードスプレーヤー
	普通うんしゅう	15	3500	185	多目的スプリンクラー
	ハウスみかん	8	5000	900	定置配管
その他かんきつ類	雑かん類 甘夏	8	4000	208	スピードスプレーヤー
	タンゴール類 不知火	8	3000	247	スピードスプレーヤー
		せとか	8	4000	213
	タンゼロ類 セミノール	8	3500	270	スピードスプレーヤー
	みかん類 カラ (ネット栽培)	8	3000	232	スピードスプレーヤー
ぶどう	デラウエア (無核・露地)	8	1800	266	スピードスプレーヤー
	デラウエア (無核・雨よけ)	8	1800	310	スピードスプレーヤー
	大粒系 (有核・露地)	8	1200～ 1350	288	スピードスプレーヤー
	大粒系 (有核・雨よけ)	8	1200～ 1350	332	スピードスプレーヤー
	大粒系 (有核・少加温)	8	1200～ 1350	332	スピードスプレーヤー
	大粒系 (無核・雨よけ)	8	1400～ 1800	345	スピードスプレーヤー
	大粒系 (無核・少加温)	8	1200～ 1800	345	スピードスプレーヤー
日本なし	幸水	8	3000	266	スピードスプレーヤー
	豊水	8	4000	263	スピードスプレーヤー
かき	前川次郎	8	2200	132	スピードスプレーヤー
うめ	南高	8	2000	145	スピードスプレーヤー
いちじく	柘井ドーフィン	5	3000	397	多目的管理機

資料：令和元年度三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

③果樹経営の営農指標

	技術体系	経営規模	作付面積		単収	10a当たり労働時間	労働時間		粗収益	所得
							家族	雇用		
かんきつ	極早生品種のマルチ栽培及び晩生品種の組み合わせとスピードスプレー等の作業機械の活用	ha 1.6	極早生温州 (みえ紀南1号 マルチ栽培)	0.5	3,000	219	3,293	334	1,580	568
			極早生温州 (マルチ栽培)	0.5	3,000	219				
			不知火	0.3	3,000	247				
			カラ	0.3	3,000	232				
ぶどう(直売)	有核及び無核品種による施設栽培の組み合わせとスピードスプレー等作業機械の活用	1.0	デラウェア (露地)	0.1	1,600	266	2,482	768	2,026	786
			デラウェア (ハウス)	0.1	1,600	310				
			有核大粒系 (露地)	0.1	1,200 ~1,350	288				
			有核大粒系 (雨よけ)	0.15	1,200 ~1,350	332				
			有核大粒系 (ハウス)	0.1	1,200 ~1,350	332				
			無核大粒系 (雨よけ)	0.3	1,200 ~1,800	345				
(市場出荷+直売) 日本なし	早晩性品種の組み合わせとスピードスプレー等の作業機械の活用	1.0	幸水	0.4	3,000	266	2,575	447	1,645	858
			幸水(直売)	0.4	3,000	322				
			豊水	0.1	4,000	263				
			豊水(直売)	0.1	4,000	407				
うめ	スピードスプレー等作業機械の活用	2.0	南高	2.0	2,000	145	1,523	1,367	1,452	672

## 8 果実の流通及び加工の合理化に関する事項

### (1) 果実の流通の合理化の基本方針

消費者ニーズ等の動向に関する情報を的確かつ迅速に把握し、計画的な生産・出荷に取り組むとともに、流通から販売・消費までの形態が多様化していることに対応した販売戦略の展開を図る。

果実の鮮度や品質を保持するための予措・貯蔵等を徹底し、糖・酸度等の内部品質を重視した品質本位の出荷を基本としながら、集出荷の省力化や合理化等に取り組み、流通段階でのコスト低減を図る。

### (2) 集出荷段階における合理化の基本方針

家庭選果の負担軽減や集出荷施設の省力化に取り組むとともに、全国的に統一規格パレット（※1,100 mm×1,100 mmプラスチック製平パレット）の導入検討が進められているなかで、とくに柑橘産地の集出荷施設においては、パレタイザーの整備や選果ライン改修等の荷積み作業の機械化を推進する。

### (3) 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

集出荷組織の強化により、共販率の向上を図るとともに、高品質果実の確保と消費者ニーズの多様化に即応できる集出荷体制を推進する。

集出荷施設については、既設施設を有効利用するとともに、整理高度化も進め、コスト低減につながる合理的な生産流通体制の構築を推進する。

## 9 果実の加工への対応に関する事項

加工原料用果実であるうめについては、安定供給、生産コストの低減、販売及び購入計画並びに共同化、品質の標準化等により、需給の安定を図る。

その他の果樹については、消費形態多様化への対応や規格外品の果汁飲料等の有効利用を図る観点から、生産体制の整備や地域の特性を活かした販路拡大を促進する。

## 10 広域濃密生産団地形成に関する事項

県内の各産地では、生産者、農業協同組合、市町等の関係機関・団体が構成する「産地協議会」が組織され、産地自らが産地の特性を踏まえ、各々の果樹生産の具体的な目標を定めた「産地計画」が策定されている。策定された産地計画に基づき、産地内の話し合い等を通じて、果樹産地の振興を図ることとしている。産地計画には、当該産地における新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への取組、雇用労働力等への取組、果実の流通及び集出荷体制整理への取組、労働生産性向上に向けた省力樹形や優良品種導入の取組、国内外の新たな市場開拓に関する取組、果樹農業の様々なリスクへ

対応する取組等の事項を定めることになっており、広域濃密生産団地形成計画に代わる内容と考えられるため、産地計画を当該計画と位置付ける。



